



予定でございます。

○中尾辰義君 次は刑務所の問題について若干お伺いしますが、今度は千葉刑務所習志野刑務所が市原刑務所に移転をすると、その理由は都市計画に支障があると、そういうことでありますね。それから二番目は、浦和刑務所が、同市の中心部にあるため、従来から移転要請があつた。そのため、現在市に拡張建築中の川越少年刑務所が、四十四年十月ころ完成する運びになるので、実際に同少年刑務所に統合する、こういうことです。

が、その刑務所が都市計画の支障のためにほかのところに移転をしてほしいと、そういう要請がほかにもあるだらうと思うのですが、あなたのほうで今後そういうような計画を考えていらっしゃれば、その辺のところをひとつお伺いしたいです。

○政府委員(勝尾鑑三君) 現在都市計画の遂行上あるいは都市の発展の状況からかんがみまして移転を要請されております刑務所は、全国で二十一カ所要請をされております。この問題につきましては、やはり地方の発展という事態に対処いたしまして、施設側としてもその事情は十分しんしゃくしなければならないだらうと、こう思つております。しかし反面、また収容者の矯正処遇問題あるいは職員の生活問題等もからみますので、関係の自治体と十分話し合ひをいたしまして、両者の意見が整つたところで移転を実施していく。こういう方針で現在進行いたしておりますものにつきましては、佐世保の刑務所、これが現在移転の計画を進めています。

○中尾辰義君 そうしますと、市原の刑務所はいつできるのですか。

○政府委員(勝尾鑑三君) 支所はすでに完成をいたしておりまして、支所としてはすでに発足をいたしております。で、御案内のように、現在の市原刑務所の規模が、定員が約四百六十三名、さらに処遇の内容が、従来のいわゆる閉鎖的処遇から開放的な処遇といふ新しい処遇を取り入れた、したがつてその組織についても、従来の閉鎖

的処遇とは違つたものにいたしたいということ

で、この際、支所を本所に昇格をさせたいということのが要綱でございます。

○中尾辰義君 刑務所に関連しまして、大阪の拘置所の水の使用の件について、地元でもかなり問題になつておるようありますから、若干お伺いしてみたいと思うんです。

この問題は去年も衆議院でも問題になつたと思うんですが、大阪拘置所の未決囚の人々に、上水道浄川の不潔な水が入つていて、非常に衛生上まずいじゃないか、要點はこういうことなんですが、そのことについてあなたのほうで、ちゃんと検査もいたします、こういうような答弁であつたようですが、その後ちゃんと処置をなさいましたのか。

○政府委員(勝尾鑑三君) 前回、衆議院でございましたが、お尋ねがございまして、その際、急いで協議をして結論を出して善処したい、こういうように私申し上げてございます。私といたしましても、この浄化装置について若干の疑念もあります。したがつて、さつそく担当の専門技官をして実情を調査して検討を加えたのでございます。私といたしまして、この浄化装置について十分訓練を加えまして、現在では毎日一回この逆洗装置によつて洗浄を励行しております。それで、さらに一方、担当技官に毎日ひんぱんに検査をさせておるということで、一応当面の問題いたしまして、いわゆる私のほうでは逆洗装置と申しておりますが、この逆洗装置を備えつけまして、そうしてその逆洗装置の操作、活用方法について十分訓練を加えまして、現在では毎日一回この逆洗装置によつて洗浄を励行しております。ことで、さらにつきまして、現在では毎日一回この逆洗装置によつて洗浄を励行しております。そこで、さつそく専門技官をして実情を調査して検討を加えたのでございます。私といたしましては、ただいま申し上げましたようないいかと私は思うのです。あなたはそう思いませんか。去年もおととしもことしも同じだでは……。

○中尾辰義君 拘置所の水の使用量はわかっていますが、総使用水量は二万四千六百トン、そのうち、いわゆる淀川の原水から浄化して使つております。したがつて、さつそく専門技官をして実情を調査して検討を加えたのでございます。この現在用いております装置、これは昭和三十七年に当時の一基を整備してございますが、これらの装置中、ろ過装置については特

ための管理方法に欠点がないかどうかという点についても考慮いたしておるというふうに承知いたしておるといいます。

○政府委員(勝尾鑑三君) 検査の、いわゆる科学的な分析の内容という点について、私つまびらかに承知をいたしております。

○中尾辰義君 そこが問題ですね。淀川の水は必ずいぶんいろんな汚水が入つておりますから、同じだというのは、どうもちょっとおかしいのじゃな

○政府委員(勝尾鑑三君) 大阪府立公衆衛生研究所の検査を受けております。

○中尾辰義君 その検査の内容は、毎月変わつておりますが、それともずっと去年もことしも同じような程度なのか、その辺はいかがですか。

○政府委員(勝尾鑑三君) 同じであるというふうに承知をいたしております。

ますか。上水道と雑用水はどういうふうにことになってから変わつておるか、毎月。

○政府委員(勝尾鑑三君) 今年の四月でございますが、総使用水量は二万四千六百トン、そのうち、いわゆる淀川の原水から浄化して使つております。したがつて、さつそく専門技官をして実情を調査して検討を加えたのでございます。この現在用いております装置、これは昭和三十七年に当時の一基を整備してございましたと申しますと、洗浄装置と、ろ過装置と減菌装置でござりますが、これらの装置中、ろ過装置については特

に一基を整備してございますが、この一基で処理能力として十分であるかどうかという点をまずさらに検討をいたしましたところ、この装置一基の処理能力が一時間百トン、一日一千四百トンでござりますので、大阪拘置所の使用必要量から見れば一基で足りるという数字的な結論が出るわけですが、故障あるいは交互の整備の必要性等を考慮して一基を整備してございましたので、一応設備能力としてはまかなえるのではないかとございまます。しかし一つの結論を出しましたわけでございます。

○中尾辰義君 そうしますと、この雑用水はだんだんふえておるのじやないのですか。

○政府委員(勝尾鑑三君) 過去一年の状況を毎月ごとに調べてみると、やはり時期によって若干の増減はございますが、大体二万一千トンから三千トンの間にござります。

○中尾辰義君 あなたのほうでは、それじゃ、どこに検査を依頼していらっしゃるわけですか、雑用水の検査は。

○政府委員(勝尾鑑三君) こちらから検査に必要な水を持っていて検査を受けております。

○中尾辰義君 持つていく水にはやはり上と下どちらかどんくらいの検査をしてもらひます。

○政府委員(勝尾鑑三君) お尋ねがござりますが、向こうから来ててくれるのか。それからどのくらいの検査をしてもらひます。

○中尾辰義君 あるわけですね。上と下というのは、飲用水を一上水道の水を持っていったらわかりやしないでしょ、こちらから持つていったって。川なんていうのは、雑用水は変わつてゐるはずです。

○中尾辰義君 それは上水道のほうをびんに詰めて持つて

いったって、それは変わらぬにきまつてある。雜用水なら変わるはずですよ。あなたは現地から報告を受けているしやるだけのような気がするのですね。その辺はあなたどうお考えになりますか。

○政府委員(勝尾鑑三君) 最初のお尋ねでござりますが、上水道を持っていくというようなことは意味がないと考えております。それからなお持つていく水はどこを持つていかといふような問題でございますが、私のほうではやはり末端の雜用水を持っていくことであれば、あるいはタンクのところの水を持っていくこともある。ここはやはり公衆衛生研究所のほうといふ打ち合わせをして持つていているのじやないか、このよう考へて持つていております。

それから水が悪くなっているのではないかといふ点につきましては、これは仰せのように、最近いろんな工業用水が各川に放流されてきてるという状況がござりますので、この点については十分私のほうとしては神経をとがらせて、水質に幾らかでも変化があれば対処しなければならないと思つております。その点は十分神経を使っておるつもりでございます。

○中尾辰義君 要するに、未決囚の部屋には雜用水しかないでしょう。上水道はない、その辺いかがですか。

○政府委員(勝尾鑑三君) 雜用水しかございません。

○中尾辰義君 だから雜用水の内容といつても、この点は、夏場になつたら暑くてしようがないから、どうしてもそれはそれに手をかけて飲みたくなるでしょう。ですからそれを飲んでまたおなかをこわして、またおかしな病気になつて、それでまた拘置所に非常に迷惑がかかつてくるということをおそれるわけで、現地の新聞にも大々的に出しているわけですかね。ですからそれは雜用水だけに使えばそれほど問題じやない。飲むところに問題がある。飲むならば、あなたのほうでやはり検

査をきちっとやつてもらわなければならぬ。ところが、その検査がちゃんと一月に何回か、一回用ひますか、定期的に大阪府立公衆衛生研究所でやつてもらつていますけれども、それはびんに詰めて持つていく。どこの水を詰めてきたか、わけがわからぬ。その報告を聞いて、あなたは適当ですか、定員のところは、一べん向こうからましようといふ答弁をしておるわけですね。ですからあいう問題については、一べん向こうから来てもらつて見てもらう。このよろとろまでやらなければ、やつたうちには入らない。しかも去年もおととしも、ことしも雜用水の水質はあまり変わつておりません——変わつてないはげでござりますね。上水道ならちゃんと検査をしてあるでしようが、飲用に適するようになつてないかもしね。その辺を私は別にこれに追及はしませんけれども、一べん向こうから来てもらって、こつちから持つていくばかりではなく、そういうふうに検査をやられたほうがいいんじゃないのですか、こう思います。

○政府委員(勝尾鑑三君) 御趣旨の調査方法をさつそく現地のほうと連絡をして、やらずのようにいたします。

○中尾辰義君 それから次は、入国管理事務所の問題ですが、今回も若干の増加があるようですが、毎年入国管理事務所は何ヵ所かずつふえておりますが、入国管理事務所を新しくつくる何か法務省としての基準みたいなものがあるのですか、その辺はいかがですか。

○政府委員(中川進君) 現在、日本の出入国港に指定せられておりますのは、すなわち外國船の出入国が當時許されております港は百十三あります。そこで、そのうち七つは空港でござりますから、海の港が百六あるわけでございますが、現在開かれておりますところの入国管理事務所のまた出店である出張所といふのが七十一ござります。そこまであ無限大に出張所を開くつもりは毛頭ございませんが、国の予算、それから法務省の定員等、許されることでありますならば、地元の御便宜、御要望も非常にござりますので、これを勘案いたしま

して、できればこの出入国港全部に置きたいと思つておるのでございます。ただ予算、定員その他関係で一べんにはまいりませんので、先ほど先生御指摘のごとく、年間四つとか五つとか、こ

とは幸い五つ御承認を得べく法律を出してゐるわけでござりますが、できれば五つふやしていただきたいと、かように考えております。

○中尾辰義君 それで入国管理事務所の新設に伴つて十名が増員になつております。この点と、今回の總定員法に関連して、法務省のほうの本年度の増員、減員計画と関連して、どういうふうにこれは考へておるのでですか。

○政府委員(中川進君) 法務省全体のことは私存じませんが、入国管理局に申します限りは、残念ながらこの五つの事務所に対する要員の十名は、増員ではございませんで、ほかから転用といふことになつております。すなわち、東京から一人、大阪から一人、仙台から一人、それから東京からもう一人、これは警備官、横浜から一人、名古屋から一人、神戸から一人、福岡から一人、こういうふうに十名抜いてまいりまして、五ヵ所の定員といいますか、実員をしづり出したい、さよに考へております。

○中尾辰義君 そうしますと、四十四年度の法務省の削減ですね、これは四百十九名、これとの関連はどうなるのか。それは全然いじる必要がないのか。

○政府委員(辻辰三郎君) 四十三年八月の閣議決定に基づきます二年五%の計画的削減でございますが、これの法務省に対する削減は、ただいま御指摘のとおり四百十九人でございます。ところで、四十四年度の増員といつしまして、法務省は各組織通じまして合計で四百五十四名の増員の予算をいただいておるわけでございます。この四百十九名を差し引きました純増が三十五名という形になるわけでございます。入国管理官署系統におきましては、この閣議決定に基づきます削減、これが四十四年度は削減数が十名でございますが、この四十四年度予算の増員分といたしまして二十

三名の予算をいただいておりますので、入国管理官署系統といたしましては差し引き十三名の純増と、いう形に相なつております。

○中尾辰義君 それから各省庁の行政改革計画案に基づいて、あなたのほうからお出しになつた法務局の支局及び出張所の配置、管轄区域の適正化、これは改革項目の一つとして出でいるわけですね。これはどういうよう改革をなさるのか。

それと関連をして、いわゆる從来から問題になつております一人庁の問題、これを現地で置いてくるべき統廃合したい、こういうことですけれども、その辺は法務省としてはどういうふうにお考えですか。

○政府委員(辻辰三郎君) ただいま突然のお話で、所管の民事局長がまいつておりますから、便宣私からお答えさせていただきたいと思います。法務局の出張所は、現在全國で合計千四百七十九厅に達しております。そのうち非常に人数も少ない、一人庁が二百八十三、二人庁が五百八十七というような状況になつております。非常に規模の小さい庁が全國に散在しておるという状況でございまして、行政の能率からいきますと、たゞ第一に、かような小さな庁が全國にまたがつておりますことは、いわゆる相互索制による事務処理が期待できないという行政執行上の難点もあるわけでございます。そもそもかようになたくさん小さい庁が全國に散在いたしております経過は、明治以来の一つの社會情勢に基づきます姿が、今日まできておるわけでございます。その間の社會經濟状態の変遷、発達に伴ないまして、全國に散在いたしております小さな登記所の整理統合といふことが理論上は考へられるわけでございます。

また、ただいま申し上げましたように、行政の効率的な執行という面から申しましてもその必要性があるわけでございます。

かような観点から、いまの行政改革の一環として、一つの法務省としては大きな検討問題という

ことに相なつてゐるわけでござりますけれども、当面やはり法務局にもいわゆる出張所、登記所でございますが、これはもともと一つの国民に対するサービス官庁という性格を持つておるわけでございまして、地元の国民の皆さま方の御便宜といふ点からも、一つのまた重要な要素として考える必要がございます。それやこれで整理統合といふものの必要性を痛感いたしておりますけれども、新しい現代に即した登記所というものはいかにもあるべきかという、やはり根本問題を十分に検討いたしまして、この問題につきまして十分な調査を遂げていきたい、かようなのが現在の状況でございます。

○中尾辰義君 それじゃまだどういうふうにするか、あなたのほうで結論らしきものは出ていないんですか。

○政府委員(辻辰三郎君) この登記所の整理統合につきましては、ただいま申しましたような根本的な検討をいたしておるわけでございます。現在では、さしあたり地元市町村との間に整理統合につきまして、容易に意見の一致を見ました場合には、整理統合をさせていただいておる状況でございますが、それ以外の場合には、原則としてこの根本的な解決がはかられるまで整理統合の実現を見合はしているというものが現状でございます。

○中尾辰義君 これは去年の十二月の新聞にも報道されておりましたが、最前線の登記事務所が非常に繁雑をきわめて問題になつておる。読みますと「最近の土地、家屋などの登記事務は、ここ数年倍増しているといわれ、そのため四四年度において窓口事務の総点検に乗り出す」、こういうふうに言つております。あなたのほうでは総点検やつたんですね。総点検をおやりになつたら、

やつた結果と、それから四四年度の増員なんかはどういうふうになつておるのか、その辺のところをひとつ。

○政府委員(辻辰三郎君) ただいま御指摘のように、登記の件数でございますが、昭和三十年の件数と昭和四十四年の予想件数とを比較いたしますと、大体昭和三十年に比べて登記の件数は七八倍くらいにのぼるのではないかと見込まれております。これに反しまして、登記に従事いたしておられます職員につきましては、昭和二十年と比較いたしまして、四四年度予算の人員で三十年と比較いたしますと、四四年度予算の人員で三十年と比較いたしますと、人員の増は一・二倍程度の増員でござります。これに反しまして、その間たいへん増員のきびしい状況のもとにおきましても、ともかく逐年少しづつの増員を得ておるわけでございます。この事務量と増員のアンバランスの問題につきましては、増員に努力いたしましたとともに、増員にかかるべきものといたしまして、登記事務そのものの合理化をはかつて、できるだけ事務が渋滞いたしませんように格別の努力をいたしておるところでございます。

○中尾辰義君 で、四四年度予算におきましては、法務省法務局関係におきましては百九十名の増員を得たわが六万三千二百七十六名で、現在の収容現員は五万三千八百五十七名、八五・八%の拘禁率になります。二十二名といううことに相なつておるわけでございます。結局法務局関係におきましての純増は六十八名というような形になつておるわけでござります。

○岩間正男君 それから、なお御指摘の総点検をしたかどうかといふ点でございますが、たゞいま私つまびらかにいたしませんので、早急に主管局のほうに連絡いたしまして、御報告をさせていただきたいと存じます。

○中尾辰義君 終わりますけれども、それで問題になつておるので、あなたはもう少し

実情を総点検をして、そしてそれに対処していくようになります。

これで終わります。

○委員長(八田一朗君) 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(八田一朗君) 速記を起こして。

○岩間正男君 まず書初にお聞きしますが、矯正管区及び矯正研修所を除く矯正施設の数及び収容定員、収容現員数はどうなつておるか、この点についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(勝尾鑑三君) 最初に矯正施設の数でございますが、いわゆる拘置所七つ、それから拘置支所が百二、刑務所が五十七、刑務支所が十二、少年刑務所が九つ、少年院が六十、少年院分院が二つ、それから少年鑑別所が五十、鑑別所の分所が一、婦人補導院が三、合計施設の数は三百三でございます。

○岩間正男君 あとで出してくださつてもいいです。それから、定員につきましては、拘置所、刑務所、少年刑務所の収容定員が六万三千二百七十六でございます。

○岩間正男君 あとで出してくださつてもいいです。そのうち刑務所の施設の数及び定員、これは現在どうなつておりますか。

○政府委員(勝尾鑑三君) 刑務所行刑系統の定員が六万三千二百七十六名で、現在の収容現員は五万三千八百五十七名、八五・八%の拘禁率になります。

○岩間正男君 これも時間がかかりますから、出してください。

それで、大臣に伺いますが、いま刑務所の問題を聞いているのですけれども、第一に収容者に対する基本方針ですね、これはどういうふうに大臣は考えておられますか、この点をまずお聞きしたい。

○国務大臣(西郷吉之助君) 不幸にして法律を犯して刑務所に入つておられます方々に対しましては、第一に収容者の人権を尊重いたしまして、でござりますが、たゞいま私つまびらかにいたしませんので、早急に主管局のほうに連絡いたしまして、御報告をさせていただきたいと存じます。

○中尾辰義君 終わりますけれども、それで問題になつておるので、あなたはもう少し

な人柄になつていただきたい、そういう更生関係にも力を入れまして、そうして刑期を終えて社会に出られまして、りつぱに社会人として復帰をしていただきたいということを考えまして、そういう方針で大体やつておるわけであります。

○岩間正男君 そうしますと、この収容者に対する手続は、もちろん法の規定がありますけれども、それに基づいて、できるだけ基本的な人権はこれを尊重するというたまえをとつておられるのですか、もう一度あらためてお聞きします。

○國務大臣(西郷吉之助君) もちろん、刑務所の中に入つていらっしゃる方々のみならず、法務省の最大の任務は、人権を尊重するということでありますから、そういう点に遺漏のないよう常に常に注意させております。

○岩間正男君 それじゃお聞きしますが、収容者に対する懲罰は行なわれると思うのですが、これからは何に基づいて行なつておるのですが、それからその手続は何に基づいておるのか、その点をお聞きます。

○政府委員(勝尾鑑三君) 監獄法六十条に懲罰の種類が書いてございます。懲罰の手続につきましては、いわゆる懲罰に該当する紀律違反がござりますと、その紀律違反を現認いたしました職員から所長に対して申し出がございます。それに基づきまして事実関係を調査をいたしまして、さらにその事実が認められた場合には、所長のほうからその懲罰を言い渡す、こういう手続に相なつております。

○岩間正男君 先ほど大臣から、できるだけ人権を尊重するということで答弁あつたわけですが、それからさらに監獄法の規則によつて、もちろんそういう制限があつて、あくまで人権を尊重するところが最近の様子はどうですか。収容者が施設の処置または職員の行為を不服として訴訟、告訴等の申し立てを行なつておる件数は、これはふえておるのですが、減つておるのですか。四十年度から年度別にこの数をここで示してもらいたい。

○政府委員(勝尾鑑三君) 数字を申し上げますと、四十年度が告訴、告発八十九人でございます。それから四十一年度が百九十六人、四十二年度が九十五人、四十三年度につきましては百二十人、こういう数字に相なっております。

○岩間正男君 これは法務年鑑ですが、法務省は関係が深いし、この内容については責任お持ちになるんでしょう。これによると、ちょっといまのあれと違っているんですね。訴訟が二十一件、告訴、告発が九十五件、そのほかに法務局員の人の権侵犯申告その他ですね、これが八十一件、合計百九十七件というふうに年鑑に出ておりますがね。いまの御説明でもこれは明らかだと思いますが、法務年鑑の四十二年——これはことしの三月発行されたんですが、これは年々ふえているといふうに言つていいんですね。これは事実はそうでございます。

○政府委員(勝尾鑑三君) ただいま申し上げましたのは、告訴、告発の数字を申し上げたのでございまして、そのほかにいわゆる人権侵犯の申告だとか、あるいは民事訴訟とか、あるいは行政訴訟あるいは情願等がございますので、ただいま御指摘の数字は間違いないと思っております。それから一般的な傾向を申し上げますと、戦後収容者の不服申し立てというのは増加しているというふうに私のほうも承知いたしております。

○岩間正男君 そうしますと、百九十七件ということになりますと、これは一日に一件強の割合で申し立てが行なわれている、こういうふうなことになるわけですが、この原因、というもの、をどううふうにお考えになつておりますか。

○政府委員(勝尾鑑三君) さらに告訴、告発と因について、もつと厳重に取り調べる必要がある原因でございますが、私のほうでこの数の原因については、一定した見方をすることは非常に困難なのでございますが、一つはやはり収容者の

人権意識がしつかりしてきたという根本があろう

かと思つております。他方、これは別の観点でござりますが、この収容者の告訴、告発等が増加して

いる反面、職員に対する暴行、傷害もまた増加

しているということがございまして、この辺の原

因をどのように見たらいいか、いま確たる私どもとしては結論を出しかねております。

○岩間正男君 そうしますと、訴訟があえて、告訴、告発があえておるのは、これは受刑者の権利意識が非常に高まつてあるためだと、こういうふうに考えられるわけですね。

○政府委員(勝尾鑑三君) そういう見方もできるかと思つております。

○岩間正男君 それがあいまいじや困るので、こ

れは法務省としてどうう見解を持つておるの

か、正式見解はどうなんですか。法務大臣、どう

なんですか。

○国務大臣(西郷吉之助君) いろいろ収容者、多

数おりますから、いま局長の答えましたように人

権意識もだんだん向上してきたといふことも一つ

の原因でございましょうが、そのほかにも、多数

の収容者のことでござりますから、いろいろ内訳

は種々複雑な理由に基づくのではないかと考えて

おります。

○岩間正男君 それは法務省としては都合がいい

だらうと思うんですね。収容者の権利意識が拡

大したのでそうなつたのだ。それで法務省もこれ

に、刑務所内におけるやり方については十分にそ

し立てるが行なわれている、こういうふうなこと

になるわけですが、この原因、というもの、をどう

うふうにお考えになつておりますか。

○政府委員(勝尾鑑三君) さらに告訴、告発と

か、あるいは人権侵犯の対象でございますが、い

わゆる職員を告訴、告発するといったもの、ある

いは職員ではなく他の収容者を告訴、告発する、

そういう内訳が少しございます。それからなお

この原因でございますが、私のほうでこの数の原

因については、一定した見方をすることは非常に

困難なのでございますが、一つはやはり収容者の

この点いかがでしよう。

○政府委員(勝尾鑑三君) いわゆる人権の尊重と

いうことにつきましては、矯正関係の職員につい

ては、特にその人権意識の尊重という観念を職務

遂行の基本にしなければならないと考えております。

○岩間正男君 そうしますと、訴訟があえて、告

訴、告発があえておるのは、これは受刑者の権利

意識が非常に高まつてあるためだと、こういうふ

うに考えられるわけですね。

○政府委員(勝尾鑑三君) そういう見方もできる

かと思つております。

○岩間正男君 それは別の観点でござりますが、この収容者の告訴、告発等が増加して

いる反面、職員に対する暴行、傷害もまた増加

しているということがございまして、この辺の原

因をどのように見たらいいか、いま確たる私ども

としては結論を出しかねております。

○岩間正男君 そうしますと、訴訟があえて、告

訴、告発があえておるのは、これは受刑者の権利

意識が非常に高まつてあるためだと、こういうふ

うに考えられるわけですね。

○政府委員(勝尾鑑三君) そうしますと、訴訟があえて、告

訴、告発があえておるのは、これは受刑者の権利

意識が非常に高まつてあるためだと、こういうふ

うに考えられるわけですね。

れる事態がここにあるわけですね。こういう問題については、いま先ほどから基本的にただしましてた。この受刑者といえども、当然これは人権を尊重する。それから、これに対する処遇の問題については、あくまでこれは刑務所内のやり方を民主化する、こういうものは基本方針だと考えるわけです。ところが、これじゃ全く事実に反する。もし、こういうことが事実とすれば、たいへんなことだというふうに私ども考えるわけです。そういう実態が行なわれるとすれば、とにかく大臣が先ほど答弁されたような方針といいものは、何らこれら刑務所内では行なわれていないんだといふことを裏書きするようなことになるわけですよ。たとえばこういうことなんですね。私たちびっくりしたんですけど、「公務執行妨害・傷害」なるものは元同刑務所保安課長補佐高橋義博が被告人草部に対し訓戒に名を借りた暴行を行ったことに端を発し、これに内心怒りをもつた被告人両名がふんまんやるかたなく数日後同刑務所第一工場内に於ける作業中同保安課長補佐に対し殴りかかった事実が起訴されるに至った」。こういうことですね。したがって、原因というのは、この事前の刑務所内の職員がこの受刑者に対し暴行したことから始まっている。そうすると、本末転倒の公訴ということになつてきているわけですね。

大体経過を私たち読んだのですが、「昭和四四年二月一五日草部は同刑務所内の配膳当番であつたところ同じく当番の丸島に「おかげは何か見てくれ」と頼まれたのでそれに応じたまま食料が運ばれて来る前方に連撮の邪魔をするような格好で立つたことから刑務官の注意を受けた。草部は同刑務官に対し右行為は故意になしたものではないと弁解したところ、そこに来あわせた前記保安課長補佐がみとめ、草部を同所保安課取調室（六畳間位床コンクリート）に連行した。そして同人は草部に対し「お前のような奴は口でいってもわからないから暴力で判らせてもやる」といつて草部を同取調室に正座させたうえ平手で草部の左ほほを七回乃至一〇回殴打した。昭和四四年二

月一七日本件公訴事実の行為を被告人両名がなしとする際同工場廊下に於いて両名に対し各自約二〇名の警備員（計二〇名）が両名の身体をコンクリート床に足でおさえつけ両名の頭部を半長靴でふみつけ床にすりつけ、さらに数人が半長靴を

はいた足で両名の身体・頭部を蹴り上げた。そして同じく数人が警棒で同人の身体を所かまわずメット打ちにした。同日右暴行の後前記警備員が抵抗不能状態の草部を捕縛しぶり保安課取調室に連行する途中、刑務官Aは草部の前方に付

きつきりりでその間に、苦痛にもだえる草部の腹部を半長靴をはいたままの足で一〇回目に亘つて次

に連続して蹴り上げた。同日右のような状態で保安課に連行された草部は六名ほどの刑務官に

よつて同課取調室に連れ込まれた。そしてその

うちの前記作業場担当にあたる刑務官Bは草部に殴打し続けた。さらに次いで刑務官Aは草部に

対し「衣服を脱げ」と命じ草部を全裸の状態にし

た。そして同人は「やきを入れてやる。お前も頭

殴打し続けた。さらに次いで刑務官Aは草部に

対し「よくも奄の顔をつぶしてくれたな」と申し

た。そして同人は「やきを入れてやる。お前も頭

殴打し続けた。さらに次いで刑務官Aは草部に

対し「よくも奄の顔をつぶしてくれた

われわれ暴力団を弁護する気持ちなどは毛頭ございません。しかし、そういう予見でこの問題を処理するということではまずいんじゃないかな。やはり基本的に人権をどうするかという問題なんでもしもそういう、ここで言われたようなことが刑務所内で行なわれれば、ますますこれは暴力を発することになりますよ。そういう点から言えれば、これについて私は、いま調査中ということではありますから、その結果についてこれは報告を願つて、また質問したいと思いますが、とにかくしづしづあちこちの刑務所でそのようなことを耳にしている。そういうやはり残痕は完全に終戦後から、特にこの問題を重要視した。

全然何らの証明書も、それから命令書、こういうものを見せないで通つていいということにはなつていいないと思うんですね。これはどうでしよう。私はまず先にお聞きしますが、地位協定の第九条三項によりますと、当然米軍構成員が日本に入ってくるときに見せなくちゃならないものがあるん

でしょう、それはどうなつて いますか、

そこで、私どものほうの所管は、地位協定の該  
かと存じます。  
おつしやいましたとおり、地位協定第九条によ  
まして、特に二項によりまして、日本の出入国管  
理法令には服さないということになつておるので  
ございます。ただし米軍からは、日本に何人入っ  
てきたとか、何人出でいったとか、いろいろな通報  
はあるわけでございますが、その詳細は、私ども  
のほうではございませんで、所管は外務省でござ  
いますので、外務省のほうにお聞き願えれば幸い  
かと存じます。

揚したんだと、だからそのことばを裏返して言うと、このごろの受刑者はなまいきになつてゐるのではないか、自分の権利ばかり主張して、罪人のくせに何だと、こういうような気持ちでこの問題に対処するんでは、私はやはり法の精神ではないんじゃないのかと思うわけですから、特にこの問題を、具体的な例もありましたので、この法案の改正の問題と関連させて問題にした。まあいまの段階で結論が出来るとは思いませんけれども、地檢のそういうような調査の結果をまとめてさらに再質問したいと、こういうふうに考えます。この問題は打ち切つて次に移ります。

そこで、私どものほうの所管は、地位協定の該當者であつて、すなわち正式には人國管理法令によつて、便宣上、たとえ羽田にくる、あるいはその他の船で、横浜に上る。あるいは板付に着いたところで、日本本の入國管理官のがんばつて、アースがござりますが、これを通つて入つてくる人はかなりござります。この数はきちつとわかっておりますから、念のため申し上げますと、昭和四十二年においては四万六千三百二十五名というものが、何と申しますか入國管理官のコントロールを受けて、入つておるのでございまして、出国者が四万五千七百名になつております。このうちおよそ四万二千くらいが羽田でございまして、割つてみますと、約九一・三%までは大羽田を出入りするということになつておる次第でございます。それから、この数が昭和四十三年は、入りが三万七千八百二十三、出が三万八千九十二、こういうふうになつておる次第であります。

○岩間正男君 私お聞きしているのは、お聞きした範囲で正確にかみ合うようにお答え願いたいと

思ひのとおりですが、それまゝ甚めな洗回りで、聞かなかつた

思うのですが、それはまああなた先回りで、聞かなければなりません。ことをお答えになつてゐるのですが、私聞いてるのは、地位協定の第九条、そして米軍の構成員、軍人、軍属、家族ですね、これが入つてくる場合には、これは出入国管理令の適用はないけれども、しかしその中ではつきり規定されているのは、第九条三項にこれは規定されているのはどうしたことか、こう聞いていますよ。それを答えていただければいいのです。

○政府委員(中川進君) これはいま先生御指摘のような書類を持っておらなくちゃいけない。その証明書は、要請があるときには、日本国の当局に提示しなければならない、かようになつておる次第であります。

○岩間正男君 正確に言つてくださいよ。ちょっとと読んでもらつたほうが私はいいですな。

○政府委員(中川進君) それでは地位協定の第九条第一項「この条の規定に従うことを条件として、合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族である者を日本国に入れることができる。」、第二項、「合衆国軍隊の構成員は、旅券及び査証に関する日本国の方令の適用から除外される。合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、外国人の登録及び管理に関する日本国の方令の適用から除外される。ただし、日本国が領域における永久的な居所又は住所を要求する権利を取得するものとみなされない。」第三項、「合衆国軍隊の構成員は、日本国への入国又は日本国からの出国に当たつて、次の文書を携帯しなければならない。(a) 氏名、生年月日、階級及び番号、軍の区分並びに写真を掲げる身分証明書。(b) その個人又は集団が合衆国軍隊の構成員として有する地位及び命令された旅行の証明となる個別的又は集団的旅行の命令書 合衆国軍隊の構成員は、日本国にある間の身分証明のため、前記の身分証明書を携帯していなければならぬ。身分証明書は、要請があるときは日本国の当局に提示しなければならない。」。

○若間正男君 九條の一項、二項、それを聞いて

○岩間正男君 九条の一項、二項、それを聞いているのぢやなくて、三項なんです。そうすると三項では結局身分証明書、これは提示を求めなくちゃならないのですね。もう一つは命令書、個別あるいは集団旅行の命令書、これは軍が発行している命令書、この二つははつきり調べなければならないわけです。そうでしょう。それを調べて、そういうことを確認しなければならない。ところが米軍人、軍属だということで、これ調べなかつたら、米軍かどうかわからぬのです。実際はどうですか。羽田について言えば、これ調べないでほんと通つていいんじゃないですか。どういうふうにしてこれは一々チェックして調べていますか。

○政府委員(中川進君) 米軍の到着の場所に非常に関係があるわけでござりますが、羽田に着きました場合は、先ほど申し上げましたように非常に多數がバスを通るということになりますので、いま先生おっしゃるごとく、米軍であるか密入国者であるかわかりませんから、これは一々厳重に点検しております。しかし、軍の基地に着きました場合、たとえば横田でございますとか、そういうところに着きました場合には、これは実際問題といたしまして、一人一人につきまして身分証明書の提示を、求めてはおらないというふうに承知いたしております。

○岩間正男君 われわれは羽田のことを聞いておるんです。羽田で米軍が大量に入つてくる、そういうようなとき、あれ一々チェックしておりますか。もうあれはほとんどフリー・パスみたいにすつと通つているんぢやないですか。

○政府委員(中川進君) 羽田に米軍が着きましたときに、私行つて見ておりませんので、先生のほうがあるいはお詳しいかとも存じますが、私どもが受けております報告では、先ほども申し上げましたように、一昨年で年間四万二千人という人を羽田でチェックしているわけでございますから、年間四万二千というのを日で割りますと、一日に三百三、四十人になるわけでございまして、そア

アメリカの飛行機がしようつちゅう着しておるとも思  
いませんんで、やつてはいるはずだと、かように承知  
いたしております。

の米軍に異議を唱へてしるべからぬが爲めに、やがてはやつていいんでしょ。米軍が入ってきた、これは信頼してばつぱとやる、やは

り行政協定のむろんこういうやり方についでわれわれは賛成しておりますん、安保に反対なんですから。しかし、行政協定そのものさえも嚴重

〔政府委員中川進君〕 先ほど申し上申すましながら、守られていないないといふのがいまの姿じゃないですか。これが問題になっているわけですね。だから米軍の中にだれがまじっているかわからない。それが当人であるかどうかということは、身分証明書と軍の命令書というものを厳重にもつと見なないと、首実験やつているわけじゃないんだから、写真付のそういう証明書というものは当然やらなくて、ぱっと通っているのが現状じゃないですか、羽田では。行政協定守っていない、ここではつきり言ってください。

うに、職務怠慢であると言わればそれまでありますが、実はアメリカの飛行機が着いたときの羽田の調査状況を私は見ておりませんから、あるいは先生が現場をごらんになつて、そういうことであつたと、いうのなら、先生の仰せのまうがよ

いたしまして、一人ずつチェックしきるということを申し渡しているわけでございます。もしそれが末端において行なわれていないということがあれば、何と申しますか、服務規律の弛緩ということになるかと思いますので、その点もし先生が何月何日に行って見たらどうであったというようなデータをお知らせ願えましたら、私のほうでよく調べまして、そしたらチェックしなかつた、調べなかつたということとございましたら、これからそういうことをやらないように厳重注意を申し渡すつもりでございますが、たてまえとしては、先ほどか

私が申し上げましたようにやつてあるはずでどうぞ  
さいます。

うしう実感が指揮されてしるんですから、当然であります。それで、私は、この問題については調べなくちゃならない。行政協定そのものが、いま安保の期限が来年で切れる、もう一

常に騒がれている中で行政協定——地位協定ですか、地位協定そのものが厳重に実施されていないない」とすれば、これは非常に大きな問題なんです。だから当然これは出入国に対してもう管理の立場にいる法務省としては、自分でやつていただきたいし、その結果を報告していただきたい。

次に私は、この前政府に対して質問趣意書を出したんですが、その政府の質問趣意書に対する回答、これは一月十六日に出されたのですが、それによりますと、地位協定発効後に不開港を含む七十四の港、それから二十四の空港、ここに米軍の

艦艇や航空機が出入している。これは数もどく  
多い入っているかということも、私たちは資料と  
してちょうどいいしているわけです。これらの港や  
空港でどのように一体人國管理が行なわれていい  
のですか。その中で、いま申しました九条三項の、

この文書の確認、身分証明書と軍の命令書といふものは、ほんとうに一体嚴重にやつておるかどうかですか。単に羽田だけの問題を私は取り上げたのですが、どうですか。

たということを言われれば、これまで先生のほうをお知らせ願いましたら、以後その港には、あるいは空港には気をつけろということをよく申し渡しましたと思います。

○岩間正男君　それからお聞きしますが、これは政府の回答によりますと、不開港を含むとなつてゐるらしい。つまり、開港場は二つある。

あるのですね。開港については、これは一応入国管理事務所の支所とか、あるいは出張所とか、そういうものがあるわけです。しかしそれがないと

ころ、そういう不開港なんかに入る権能を持つておるわけですね。そつはつきり答えておる。政府の答弁書では、不開港を含むのだから、不開港に入ってきたって断われない。こういう場合に対する対策というものは、これはもうできておるのですか、これはどうなんですか。

○政府委員(中川進君) 不開港に船が入るというのは、単に米国の軍艦その他に限りませんで、一般的の第三国の中船などにもよくある例でございまして、そのときには近くの入国管理事務所の出張所からかけつけまして、そうしてそこで臨時に入所を審査事務をやっておる、そういうことでござい

ますから、おそらく米軍の場合も、へどいようでございますが、同じようなことになつておると思ひます。

○岩間正男君 こうじう例はいままでございませんか。たとえば米軍はこれま散底してゐるのか

な、そういう身分証明書や、それから軍の命令書  
というものをほんとうにこれは提示して、示して  
おるのかな。またこちらは、ほんとうにこれは  
厳重に要求しておるのか、こういう点はどうなつ  
ておるのでしょう。いままでそういう何か例のよ  
うなものがございましょうか。

○政府委員(中川進君) その点は、米軍と日本と  
の何と申しますか、この地位協定の運用に関する  
申し合わせがあると思うのでございますが、私、  
先生の御質問存じませんので、勉強してまいりま  
せんでしたから、この次までに調べてまいります。  
○岩間正男君 それから、これは資料の要求にな  
りますが、地位協定の九条五項、六項によります

と、入国した者の身分に変更があって、入国の資格を有しなくなった者に対しては、日本国からの退去を命ずることができることになつておるわけである。で、今までこうチェックした中で、そ

そういう資格のないような者で、退去を要求した、そういう例がございますか、どうですか。

○政府委員、中川進君、退去を強制した後があるかどうかは、ちょっとよくいえませんが、資格の変更を認めてやった例は、私、判こを

つきましたので覚えております。資格を変更する場合、つまり構成員でなくなつて、一般の在日米人となつて、学校の先生をするとか何とか、そういうように、何というか、除隊して、そしてそのまま日本に残りたいというようなことがございまして、そういうようなことで新しい、資格変更といふ、資格をやるわけでございますね、在留資格。そういう点は私記憶しておりますが、進駐軍に直ちに退去を命じたという例があるかどうか、ちょっとといまつまびらかにいたしませんので、その点は先ほどの点とともに、同じように調べまし

○岩間正男君 それ調べてください。

うものには何ら手を触れていない。いまのように入出國管理法案が問題になっています。そしてあるいは強行成立をはかる、そういうような動きもあるやに聞いておるのでですね。こういう点を、私はいまの米軍の問題を何で聞いたかというと、こちらのほうは非常にゆるやかですよ、親切過ぎるほど親切だ。あるいは全くもう国の主権が行なわれているかどうかわからぬようなルーズな面があるのですね。それに対して、このわが国の民主勢力が、国際活動、そういうことのために出國をしようとするものは非常に制限されてきておる。しばしばそういう問題にぶつかつておる。それから官憲の不当な人権侵害をこう法制化してでも、外

國人の在留活動、とりわけ在日朝鮮人の在留活動

を抑止するというので、いま出入国管理令の改正

法案は非常に問題になつておるのです。これは

どうですか、法務大臣、こういうものを対比して

考えてみてね。この点、私は非常に問題になると

思うのですけれども、一方には、ほんとうにいま

はつきりして、あなたたちも確信をもつて答える

ことができないような答弁なんですね。しかも非

常にわれわれから言わせれば屈辱的な行政協定、

その具体的な実施を規定した地位協定、その地位

協定そのものが嚴重に行なわれていない、そして

これは非常にルーズになつておる。それなのに一

方は、ますますこれを民主勢力に対してはきびし

くする、あるいは在日朝鮮人に對しては非常にこ

れを縛る、こういうことになつておったのでは、

どうしても公平な民主的な運営といふことは言え

ないよう思ひますが、私はこの点を最後に法

務大臣にお伺いします。

○國務大臣(西郷吉之助君) 行政協定に關連する

部分は私の所管でございませんから申上げませ

んが、いま岩間さんのおつしやつた出入国管理令

の特定の人を除外するというようなお話をございましたが、今度御提案をいたしまして、いま

衆議院で審議をしていただいていると、出入国管

理法案につきましては、お尋ねのような考見は全

然持つております。

○岩間正男君 考えを持つておりますんで、事実

そういう法案になつておるし、そういうことで非

常に反対が広範にこれは行なわれているのですか

る、こういうことを私は要求して、私の質問を終わります。

午後零時二十九分休憩

○委員長(八田一朗君) ただいまから内閣委員会を開いておきます。

○北村暢君 法務省の設置法につきまして、だい

ぶ法案に直接関連ある質疑も相当行なわれました

が、今度の法務省設置法の改正は、一つの行政改

革の中の意見を法務省が行管に提出している、そ

の一つとして、中央、地方矯正研修所の統合が行

なわれておりますが、この統合にあたって、地方

の矯正研修所が支所という形になつて、そして從

来法律で規定していたことを省令事項になるとい

うことで、結局、従来の法律改正をしなければな

らないというわざらしさがなくなるわけです。

そういう点について、どうも最近における行政の

簡素化あるいは機構のその他の改革というもの

方向を見てみますといふと、この前の総定員法の

場合においても、ワクだけをきめて各省の定数

は政令で定め、自由にきめられるようにするよ

ういう一貫した方向、考え方が流れているよう

に私は受け取れてならないのですが、行管として

は、そういう方針をとつて、そして今度の法務

省の設置法の研修所の統合といふものについて協

議を受けた際に、そういう意図があつたのか、な

いのか。この点をまず一般的な問題として行管

に、管理局長にお尋ねいたします。

○政府委員(河合三良君) お答えいたします。

ただいまの御質問で、法律事項を政令あるいは

省令に落とすということを方針としてとつて

いるかというお尋ねだと、うふうに理解いたしました

が、事柄の内容に従いまして適当な措置をと

るということをございまして、法律事項を政令、

所の問題につきましては、支所を省令にいたしましたのは、これはほかの省庁の扱いと並べたこと

でございまして、そういう意味であります。

○北村暢君 これは山崎君も中尾君も触れておる

のですけれども、どうも機構改革というのが形式

に流れてるのじやないかというふうに思うので

す。機構改革ということに対しての法務省の一つ

の意見としてこれが出され、今度の研修所の統合

もその中に入る。ところが、これは何回も質問あ

りましたけれども、政府の基本的な考え方である

行政の簡素化という線にいきさえも沿うておらな

い。ただ機構の改革、簡素化、そういうものでは

なしに、まあ人事の運用上、あるいは從来地方矯

正研修所が中央研修所とのつながりがなかつた、

それを今後総合的につながりを持たせて、指揮系

統もはつきりさせ、こういう意図のもとになさ

れたというようなことで、どうも行政機構の簡素

化という面からいくと、内部的に人員が減つたわ

けでもないし、機構的に簡素化されたという点も

ないし、何もない。ただしかしながら行政改革と

いうことでこれをやつたということになつてゐる

んですね。そういう点では、どうも内容的にいつ

ては私ども行政改革に値しないものである。統合

が行なわれたというのですから、統合が行なわれ

て簡素化されたかというと、統合が行なわれただ

けで、簡素化は何にもされていない、こういうこと

なんですよ。一体、行政改革をやって簡素化をや

るということを、政府の方針としてとつてゐるわ

けだけれども、行政管理庁は、この研修所統合の

問題についてどういう見方をしているのか、そし

てまたその評価はどういうふうに見ているのか、

こういうものを行政改革というのかどうなのか、

行管の考え方をひとつ聞いておきたい。

○政府委員(河合三良君) お答えいたします。

ただいまの御質問で御指摘ございましたとお

り、この中央矯正研修所、それから地方矯正研修

所の統合によって人員の減、あるいは機構的な特

に目立つた簡素化はないという御指摘でございま

すが、そういう意味での簡素化はないにいたし

ました。事務の運営上、こういう措置をとることによつて能率化が行なわれたということ

は、私どもも確かにそのとおりだと思つております。

○北村暢君 次にお伺いいたいのは、刑務所の

関係の問題についてお伺いいたしますが、この点については、いろいろ御質疑がありましたから重

複を避けます。

それで端的にお伺いしますが、今度できる市原の刑務所は、どういう目的というか、どういうふうに申していいですか、いろいろ刑務所によつて

ありますが、何かそういう同じ刑務所でも、重罪人とか、それから交通関係のようなどちらかとい

えばあやまちを犯したというようなことで入られ

る。しかも最近交通事犯が非常に多いわけです。

そういうことで、この何かこう目的があるのかな

いのか。ちょっと聞くところによると、そういう

ことがあるやに聞いてるので、この点について

市原刑務所の使用目的はどういうことなのかな、

ちょっと具体的に大きな問題ですからお尋ねし

ておきたいと思うのです。

○政府委員(勝尾鎌三君) 一つの目的は、最近の

いわゆる交通事犯による禁錮刑の激増の情勢に対

応いたしまして、交通事犯による禁錮刑に対しても、

一般的のいわゆる懲役受刑者とはこれは分離して処遇をしなければならないという、基本的な法律的

要請があるわけでございます。そこで、その禁錮の受刑者を集合して特別の処遇をしたい、特別

の処遇と申し上げますのは、戦後のいわゆる矯正

技術の発展に伴いまして、収容者に対しては、でき

るだけ自立心に訴えると申しますが、他律的に、

強制的に処遇をしていくというのが、最も効果的な方法

の一つであるということがいわれているわけでござ

ざいます。そのあらわれといたしまして、通常のいわゆる閉鎖的な処遇に対し、できるだけ開放的な処遇をやつしていく。開放的な処遇と申しますのは、すでに御承知のことと存じますが、へいを高くする、あるいは室内にかぎをかける、あるいは鉄格子をはめる。こういった閉鎖的な処遇に対応いたしまして、へいをなくしていく、あるいは鉄格子をなくしていく、あるいはかぎをなくしていく、そういう処遇をすることが、本人の社会復帰の処遇上最も適切なのではないか、こういう一種の開放処遇ということが呼ばれているわけでございます。

そこで市原の刑務所をつくるにあたりまして、一つは禁錮という交通事犯という対象者、これが特色でございます。いま一つは、開放処遇というものを取り入れるにあたって、禁錮受刑者、いわゆる特に交通事犯の禁錮受刑者について開放処遇を適用していくのが、方法論としまして、最も間違いないしにいけるのじやないか。したがいまして、市原の開放処遇が実験されまして、成功をいたしましたと、理想といたしましては、一般的懲役受刑者についても、その適格者についてはできるだけ開放的な処遇を推し進めていきたい、その一つの資料をここで獲得していきたないと、まあ二つの目的を持った施設でございます。

○北村暢君 そうすると市原の刑務所といふものは、開放処遇をするところの新しい形の刑務所である、こう理解いたしますが、しかもこれが試験的ということになれば、これが初めてなかもしれません、聞くところによりますといふと、関西方面においてもこういう形の刑務所の設置といふものが要望されているといふうに聞いておるんでですが、この点について法務省としてどのように考えておられるのか。また、そういう計画がおありになるのかどうなのか、事情をお尋ねいたし

ます。

○政府委員(勝尾鑑三君) 御指摘のように、関西方面にもこの市原のような開放的な処遇をする刑務所をつくつてもらいたいという要望がござります。そこで市原の刑務所をつくるにあたりまして、一つは禁錮という交通事犯といふ対象者の数の問題、それからさらに市原におきましても、禁錮受刑者に対しては、請願によりまして作業をしてお選択につきましてはやはり慎重な配慮が要るだろと、さらにもし開放処遇をつくるとすれば、場所がどの辺がいいだらうかということと、その辺の場所の問題についても検討をいたしております。

○北村暢君 いろいろですが、たとえば大阪周辺、兵庫県のある場所——まあ兵庫県の刑務所のあるようなところを見れば大体わかるんですが、そういうような方向でいまのところ請願その他要請のあるのは、兵庫県のある場所というふうに聞いておるんですけども、そういう点は各県からきてるといふことでもないかとも思いますが、その場所の問題は、まあ関西といつてもうと思ひますので、そういうふざわしい作業を見つけることができるか、そういう方面の資料

と、そういうことがないよろな、そういう適格者がどの程度永続的と申しますか、かなり一定の期間集め得るかというその対象者の数の問題を含めていま検討をされていて、こういうふうに理解してよろしくございますか。

○政府委員(勝尾鑑三君) それも含めて検討をしております。

○北村暢君 それからもう一つ、今度浦和の刑務所を廢止されて、川越のほうを大きくするというようしたことのようですが、川越の場合は少年刑務所であるわけですが、そこに一般の刑務所を一緒に規模、それから少年刑務所と一般の刑務所とを一緒に置くといふことについての弊害等が起らなかつけることができるか、そういう方面的の資料説明願いたいと思います。

○政府委員(勝尾鑑三君) 最初の問題でございますが、御指摘のようによい少年といふのは、正確に申し上げますと、いわゆる二十歳未満の少年で、自由刑を受けている者ということになるわけでござります。この二十歳未満の少年の受刑者といふものにつきましては、戦後のいわゆる少年法の改革に伴いまして、少年受刑者の数といふものがそれ以前に比べまして非常に激減をいたしておるわけでござります。全国で現在少年刑務所といふ看板を掲げているのが九ヵ所ござりますが、純粹な厳格な意味における少年受刑者といふのは、大体千二、三百人しかいなわけでござります。そこで、これはまあいろいろありますから、一般的には、これはあまりいろいろありますから、一般的には発表できないだらうとは思いますが、非常に数多くあちこちから誘致の一誘致といいますか、設置してもらいたいという請願等が出ていて

ます。

○政府委員(勝尾鑑三君) 関西にも交通事犯に対する開放処遇を行なう施設をつくつてほしいといふの

す。したがいまして、私のほうといたしましては、この市原刑務所が所期の目的を達成できると思つておりますが、将来は関西方面にも開放処遇を行なう刑務所をつくるという考え方で、資料を集めております。

○北村暢君 その資料を集めているというのは、どこか具体的な個所を想定して資料を集めています。したがいまして、私のほうといたしましては、私のほうといたしましては、この市原刑務所をそういうような性格の刑務所にしてもらいたいという請願、そういうものを持っていますが、心理的に、あるいは肉体的に、この施設の中で処遇をしても十分効果があるという一応の結論が出ているわけでござります。その結果、年齢的には二十歳で少年と成人ということになりますが、純粹な少年受刑者と、それから二十歳未満のいわゆる成人受刑者、これをともに正運営をやってみたわけです。その結果が、浦和がやはり初犯の二十三歳未満の成人刑務所として運営されてきたわけでございます。したがいまして、今度川越少年刑務所が拡張されまして増設されるに当たりまして、浦和の二十歳未満の初犯の受刑者を持つていくということについてもさほど困難なしに行なえるのではないか、このように考えております。

○北村暢君 浦和の刑務所のあとはどうのように利用されるおつもりなんですか。

○政府委員(安原美穂君) 浦和の刑務所が移転いたしましたあとは、さしあたり浦和の刑務所に付属されておりました未決監を残すこととしたしまして、浦和拘置所をここにつくる。そのほかは検察庁、法務局、保護観察所を入れました法務合同庁舎をつくるという予定であります。

○北村暢君 この浦和の刑務所の廃止の考え方方は、町の都市化に関連して、どうも刑務所が町のまん中にあるということは好ましくないということが一つの理由のようですが、昨年の設置法で改正された旭川の刑務所も同様だらうと思うのですね。刑務所は全国で幾つだったですか、七

十数つですかね。こういうようなことで、年々歳歳都市化に関連して刑務所移転が問題になつておられますね。今後、町のまん中に刑務所があつては非常に都市の発展なり何なりに支障を来たすと

いうような立地条件にある刑務所というのはまだ相当あるのですか。

○政府委員(安原美穂君) お答えいたします。

それから少年刑務所が九、拘置所というものが七、会わせて七十三施設がございますが、そのうち現在におきまして、全国で二十一カ所につきまして、いま北村委員の御指摘のように、所在位置が市街地の中心で都市の発展を阻害するということから、地方公共団体から移転の要請を受けておるのをございます。

たいへんですが、大体方針として、そういう刑務所の移転ということを一年に何ヵ所かやつていく所の移転がおありになるのだろうと思うのですが、大体、浦和の刑務所のように、そのあと地が拘置所と法務合同庁舎というようなことになると、これは国で所有したままですかからあれでいうと、これは国で所有したままですかからあれですが、他に転用するということになれば、移転をする財源等は、もちろんこれは一般会計ですからどうということはないのでしょうかけれども、都市化が進めば、その移転した場合に、その土地を処分することによって刑務所の建設費というものがひとりでに出てくるというようなことは、常識的にこう考えられるわけですが、そういうようなことで、これは環境的に言つても、計画的に少し早目にそういう二十一ヵ所かの移転はやつたほうがいいんじゃないのかと、このような感じがしますが、移転先がまたこれは問題になるのだろうと想うのですけれども、なかなか受け入れ態勢があまりんから問題になるのだろうと思いますが、どうみてもやはり常識的に、町のまん中に刑務所があるというのはあまり好ましい状況ではないようですね。したがつて、その二十何ヵ所かある都部化に関連して移転をしなければならないといふものについての今後の移転の計画というようなものについてどうい考え方を持つているのか、どなたでもよろしくうございますが、御説明願いま

○政府委員(安原美穂君) 北村委員御指摘のように、二十一ヵ所の刑務所を一度に移転いたしますので、従来、昭和三十四年ごろから、北村委員御指摘のよう、移転を要請いたしております地方公共団体と、いわゆる建築交換方式——当該地区の刑務所の敷地を地方公共団体に売りまして、その地方公共団体が、それに見合ひ新しい敷地を買つけて、移転先に建ててくれるその建物と土地とで交換してもらうという建築交換方式といふものを、国家財政を圧迫しないというたてまえから活用する方式で従来進んできておりまして、すでに昭和三十五年におきましては名古屋刑務所、福岡刑務所、昭和三十六年には滋賀刑務所、松江刑務所、昭和三十八年には静岡刑務所、昭和四十一年には東京拘置所、それから先ほど問題になつておられます川越少年刑務所、岡山刑務所、旭川刑務所、昭和四十三年には金沢刑務所、昭和四十四年度におきましては佐世保刑務所、長崎拘置所、松山刑務所といふものを建築交換方式といふ形で、いわゆる国庫債務負担行為を認めていただいた上で移転を順次進めてきたわけであります。今後とも、できますれば、そういう方法ができるだけ国家財政を圧迫しないで、しかも都市の発展による移転といふものを進めたいという考え方であります。先ほど申しましたように、本年度も佐世保と松山の二刑務所を実施する予定でございまます。今後ともそういう方向で、できるだけ都市の発展の要請ということからくる移転要請といふものにこたえていきたいという方針でおります。

この一連の計画についてどのようになっておるのか。特に巣鴨の拘置所のとの利用方法について、新都市開発センターというようなことがいわれておりますようござりますけれども、その辺の事情を御説明願いたいと思うわけです。

○政府委員(安原美穂君) 北村委員御指摘のように、東京拘置所を小菅に移しまして、小菅刑務所を多く多摩のほうに移すというようなことに関連いたしまして、昭和四十一年度に国庫債務負担行為をお認めいただいたのでございまして、その国庫債務換約を締結しておったわけでございます。その負担行為によってお認めいただいた内容に伴いまして、いわゆる新都市開発センターとの間で建築交換契約を締結しておったわけでございます。その結果、川越とか、岡山とか、旭川等には着々新しい刑務所ができるわけでございますが、いままでの小菅刑務所の移転先でござりますが、予定いたしました多摩刑務所の建設地につきましては、地元のほうで強い反対運動が起これりまして、反対を押し切つてやる性質のものでもなかつたわけで、銃意地元とも折衝いたしまして問題解決に努力を続けたのでありまするが、昨年八月ごろに至りまして、別途、栃木県の那須郡の黒羽町に、多摩にして、那須郡の黒羽のほうに移転したほうがよいといふ結論を得まして、多摩に建設することを放棄いたしまして、本年度の予算におきまして新たに多摩刑務所の分だけを更改をいたしまして、黒羽に小菅にかわる刑務所を建設するための国庫債務負担行為をお認めいただいたということになつております。

なお、東京拘置所のあとは、新都市開発センターによりまして、バスター・ミナル、自動車駆車場、修学旅行会館等、地上三十四階のビルが建設され、公共の用に供せられる予定であります。

○北村暢君 次にお伺いしたいのですが、入管理事務所の関係に入る前に、行管局長をお待たせするのあれですから、先に機構改革の問題まとめをお伺いいたします。

この矯正管区の部制及び課制について再検討する所であります。そこで、この部制を簡素化をはかりたいという意図を持っておるようであります。今後はそれが出ていないようですが、矯正管区の部制というのを、その業務内容と、いま出されている部制を課制にすると、いう問題について、この矯正管区の業務内容と機構との関係ですね、人員も二百三十人前後のようですが、矯正管区の部制というのを、その業務内容と、いま出されている部制を課制にすると、どうなっているか。そして今後どうしようとするのか、この点についてまず法務省のほうから考え方を伺いたいと思います。

○政府委員(勝尾鑑三君) 御案内のように矯正関係の施設が三百三ござります。さらに矯正の事務内容といたしましては、いわゆる行刑とそれから少年院系と、それから少年鑑別所系と婦人補導院といつた業務が、四つの種類でございます。それかららさらには施設の数が三百三あるわけでござります。加えて、最近この矯正の処遇技術の面におきまして、先ほどお話をございました開放処遇、あるいは一時帰休とか、あるいは外部運動とか、いろいろ新しい処遇技術が取り入れられようという情勢にあるわけでござります。

そこで、本省いたしましては、基本的な方向づけをしていると、管区におきまして、その基本的な方向づけに従つて、具体的にそれぞれのブロック内で、裁判所及び警察、あるいは検察庁といった関係機関の意見を調整しながら、基本的な方針を遂行していく、これは管区の基本的な業務内容でござります。

部制の問題でございますが、三部ござりますが、いわゆる総務系統——人事だとか、予算の執行だとかいうものを扱います総務系統と、それから營造物系統を扱ういわゆる施設の保安面を扱う部の系統、それから少年院、少年鑑別所、それから婦人補導院を担当するものと、大体三部に分かれまして、その部の下にそれぞれまた幾つかの課がついている、こういうのが現在の機構の内容でござります。

○北村暢君 この矯正管区と、先ほどありました監獄、少年院、少年鑑別所、婦人補導院、それの指揮系統はないようですね。行政上の指揮系統はなしに、他の裁判所なりその他との調整というふうに受け取れたのですけれども、実際にこの矯正管区といまお話をありました監獄や少年院とのこの機関の関係、もう少し明確にして御説明願いたい。

○政府委員(勝尾鑑三君) 指揮系統と申しますか、監督権限はあるわけでございます。したがいまして、その管内の少年院あるいは鑑別所については、命令をすることができることに相なつております。具体的に申しますと、たとえば少年院でこういうことをやりたいと言つた場合、それに對して、それをやつていいとか、それはやらないほうがいいという、そういう連絡もございますし、それから少年院等で、たとえば逃走事故等が起きた場合に、これに対して応援をほしいというような場合に、管区のほうから、もよりの刑務所の職員に応援に行くようにとか、そういう指揮系統は持つているわけでございます。

○北村暢君 この行政機構図からいくと、監獄、少年院、少年鑑別所、婦人補導院は、法務本省の付属機関のようになつておつてですね、矯正管区はまた別の法務本省から直接の——これは点線ですからどういうふうになりますか、指揮系統はそういうふうになつておりますがね、この機構図からいくと、そういう機構になつてあるのかどうなのか。これは行政管理庁で出している機構図ですから、こういふ点線とこの機構の関係は、この図の説明からいへば、いま矯正局長の言われたようなことになるかならないか。ちょっととこれ説明していただきませんか。この機構図からいくと、ちょっととそういう形にならないようになりますが。

○政府委員(勝尾鑑三君) 矯正管区につきましては、法務省の設置法の十三条の六というのがございまして、矯正局の所掌事務を分掌させるということになつておるわけでございます。したがいまして、出先の刑務所、少年院等の関係において

は、矯正局の出先機関ということで、矯正局がいわゆる出先機関を指揮監督ができると同じよう

に矯正局の分掌として指揮監督ができる、こういう組織になつておるわけでございます。

○北村暢君 そうすると、この監獄、それから少年院その他は、これは法務省の付属機関、行政組織法上は法務本省の付属機関、こういうふうに理

解するような機構になつていますが、そういうふうに理解してよろしくございます。

○政府委員(勝尾鑑三君) そのように理解してよろしいかと思ひます。

○北村暢君 行政管理局長、わかりますか。この指揮系統と行政機構の機構図との関係は、どうもちよつとこう見ると指揮系統がないように見えます。

○政府委員(河合三良君) 機構図は非常にこまか

な点まで書きますとたいへん複雑になつてしま

うおそれもございますというような点から、完全に何と申しますか、一〇〇名実態がそのままあら

れるのですがね、この國解で。そういうことの、い

ま説明されたようなことで理解をしていいのか、どうなんですか。

○北村暢君 実態はそんなんぢうけれども、実

態が機構図からは読み取れないようですがね。そ

うすると、この機構図を変えなければならなくな

るのじやないかと思うのですが、実態にあらわれたような形にするものについては、この機構図で

もそういうふうに理解できるのかどうかというこ

とを聞いておるのです。

○政府委員(河合三良君) 私ただいまの御説明

ちよつと不十分だったと思ひますが、この組織図は

実は組織の説明でございまして、指揮系統につきましての点が入つております。と申しますが、

組織に着目した図になつておりますので、そ

う点食い違いが出てまいっているかと思います。

指揮系統が全部これに入つているわけではござい

ません。

○北村暢君 わかりました。

そこでもう一つお伺いしたいのは、この部制、管区の管区長、一部、二部、三部とあります。一般的の公務員といふ給与体系なのかな。どうもなる人

がいるといふうに受け取れるものですから。それ

を部制、課制といふものについての検討とい

うことなんですが、それを部制にしてよろしいと

いうことなんですか。

○政府委員(勝尾鑑三君) 私どもが現在検討いたしておりますのは、現在のいわゆる部制、いわゆるライン的な考え方の組織でございますが、管区の仕事の実態と申しますか、あるべき姿といふのを考へるときに、こういいうライン的な部制といふ組織よりも、いわゆるスタッフ的な組織を取り入れたほうがいいのではないか。たとえば一部は部課といふものを残すといたしましても、

あとは管区がいわゆる監督しております現場の仕事を応じて、それを専門の担当官を置いていくといったスタッフ的のようなものを取り入れたほうが、むしろ今後の矯正行政の発展その他に対応していくのにじやないか、そういう大体考え方で検討をしているわけでございます。

○北村暢君 そうしますと、いまの部制といふものをそういうスタッフ的なものに持つていけば、より簡素合理化に役立つ、こういう考え方なんですね。そういうことで検討されておるということ

ですね。

○政府委員(勝尾鑑三君) いわゆる部制だけではなくて、スタッフ的な考え方を持つていくのが合理的でもあり、また機構としては簡素化になるのではないか、このように考えております。

○北村暢君 次にお伺いしたいのは、地方更生保護委員会についての改革意見が述べられておるわけですね。この意見によりますと、いと委員の不足等によつて適正な業務運営が困難になつてゐるので、管理部面の機能強化のため事務局の組織の合理化をはかる、こういうことが出でておるのです。

正規の給与なるものはもらつていないという人で

でござつて、どうなんですか。これは、一

般の公務員といふ給与体系なのかな。どうもなる人

がいるといふうに受け取れるものですから。

その点はどうなんですか。

仕的な、非常に何か謝礼的なもので、給与等は、正規の給与なるものはもらつていないという人で

でござつて、どうなんですか。これは、一般の公務員といふ給与体系なのかな。どうもなる人

がいるといふうに受け取れるものですから。それが、地方更生保護委員会の委員は常勤の国家公務員でございまして、いわゆる一般の国家の職員でございます。

○政府委員(鹽野宜慶君) 地方更生保護委員会の問題について御説明いたしますが、地方更生保護委員会の委員は常勤の国家公務員でございまして、いわゆる一般の国家の職員でございます。

○北村暢君 そうすると、人員の不足ということを言われておるのですが、どういう理由で人員が不足するのですか。

○北村暢君 そうすると、人員の不足という点はいろいろござりますが、一番大きな問題は、御承認のとおり、地方更生保護委員会は仮釈放の審査

を担当しているわけでございます。たとえば刑務所の受刑者が刑期の途中で釈放する、あるいは少

年院で教育を受けている者を途中で仮退院させる

と、いふような点の審査決定をいたしておるわけ

でございます。ところが最近の状況を見ますと、この委員が全国で四十四名であったわけでございましたが、そこで、それらの四十四名の委員で年間三万一千件余りの事件の審査決定をするといふことです。非常に業務が過重であつたわけでござります。行管から御指摘をいたしました当時は、

この委員が全国で四十四名であったわけでございましたが、その間に、それらの四十四名の委員で年間三万一千件余りの事件の審査決定をするといふことです。今回増員を認められまして、八名の増員といふことで五十二名ということになつたわけでござります。そこで、この面で審査を合理化し、能率化していくことができるようになつたといふふうに私ども考へております。

それからもう一点つけ加えて御説明させていただきますと、従来は委員のうちの一人が事務局長をかねておるという制度になつておられたわけでござります。したがいまして、委員の審査業務が非常に忙しくてなかなか事務局の指揮監督のほうに手が回らないという面があつたわけでございます。

そこで今回、委員会の機構を改正いたしました際には、委員と事務局長を分離いたしまして、事務局長は専制をとることにいたしたわけでございません。委員会の仕事は先ほど申しました仮釈放の審査事務のほかに、管下の保護観察所の業務についての監督事務を持つていてるわけでございます。これはもう御承知だと存じますが、主として事務局がこの事務を担当する、かようなことになるわけでございます。そこで、従来併任の形の事務局長を今回専任にするということによつて管下の監察所に対する監督も充実していく、かように考へているわけでございます。

りましたが、保護観察所の業務、これがどうもいいかもしませんが、どうも業務の内容そのものが徹底しておらないと、いうように聞いているわけなんです。こういう点について新聞でも見ておるんですが、どういう対策を持っておられるのか。

それから行管にはいまの局長の話がありましたが、点について、委員と事務局長の兼任を専任にするというような点から言つて、当然これは人員等においてもそういうことをやればこれはふえてくるような感じがするんです。したがつて、行政改革の意見として必ずしも簡素化にはつながらない、食理的にやろうとすれば、かえつて機構なり人員なりふえなければならぬということが出でてくるようなふうに受け取れるんですが、先ほど申したように、保護観察の業務からいつてももう少しこれは徹底的にやるとすれば、もっと人員がほしいと、いうことが出てくると思うんです。そういう点について法務省のほうと行管のほうとどういう打ち合わせになつてているのか。この改革意見に対しても、行管の態度というものはどうであるのか、両方からお伺いをいたしたいと思います。

○政府委員(鹽野宜慶君) 私のほうから先に御説明させていただきます。

御指摘のとおり、保護観察所の職員は現在千二名でございます。そうして保護観察の対象者は常に

時十万名をこえているわけでございます。そこで千一名と申しましても全部が保護観察官ではございませんで、所長以下運転手というようなものまで含めて千一名ということでございますので、実際に保護観察に当たる保護観察官というのは、これよりはかなり下回る勘定になります。その保護観察官で十万名をこえる対象者を処遇していくと、いうので、御指摘のとおりかなり忙しい仕事をいたしております。しかしながら、これもすでに御承知と存じますが、保護観察の実務に携わる者といたしましては、民間の保護司といふものがあるわけでございまして、これは一応定員は五万二千五百名というふうに法律によって定められております。現在約五万名近く全国に保護司がおられるわけでございます。

また、機構につきましても同様でございます。ただ、政府全体の機構なり人員なりはできるだけこれを抑制していくべきであるというふうに、行政機構改革、あるいはできるだけ安い政府によつて国民に対してサービスを行なうことが適切であるということからそういうふうに考えておりますので、もちろん必要な部面には必要な人員を回すとともに、総体において簡素化をはかるという考え方でございます。また、ただいまの地方更生保護方でございます。また、ただいまの地方更生保護委員につきましては、これは八名の事務局長を新設いたしまして、從来、委員と兼務いたしておりました方を、これを事務局長の専任にいたしましたかわりに、今度は審査部、総務部の部長職から八名、委員に回しましたので、差し引きゼロでございまして増加はございません。

○北村暢君 次にもう一点意見が出ておりますが、検察庁関係の区検察庁の存廃の問題なんですね。これについて簡素化をはかるということで、整理統合を検討しておるということが出ておりますが、この区検察庁の実情と整理統合の方針について説明を願いたい。

○政府委員(辻辰三郎君) 区検察庁は全国で現在五百六十あるわけでございます。その行なつておられますのは、簡易裁判所に対応する刑事案件の検察業務を行なつておるわけでございます。比較的軽微な刑事案件の検察を行なつておるわけでござ

います。ところで、この区検察庁も、終戦直後の検察庁法の発足にあたりましてできた制度でございますが、その当時の社会経済事情と現在の事情とは相当変わつてしまつております。特に交通事情も著しい改善がござりますので、はたしてこの五百六十、全国津々浦々に置いておく必要があるかどうかという点と、さらにはこの五百六十の役員に職員を配置いたしておくことが検察の機動的運営という面からむだではないかという観点からの検討もござります。そういう点からこの区検察庁の整理統合を検討しておるわけでございますけれども、何ぶんこの検察庁は裁判所に対応して置かれるという法律上の規定がござります。で、区検察庁はそれぞれ簡易裁判所に対応して置かれておるわけでございまして、現在は簡易裁判所が五百六十

○政府委員（辻辰三郎君） 簡易裁判所を法制的に見ますと、これはまあ裁判所法ということになるわけがございます。その裁判所法の制定でありますとか、改正でありますとか、これを政府が提案いたします場合の政府部内の主管省はむろん法務省でございまして、その意味では法務大臣の権限でございますけれども、実体のはうの裁判所組織というものは、やはり最高裁を頂点といたします裁判所組織に属することでございます。で、これまた、裁判所の本来の機能であります裁判事務と密接な関係がございますので、その面におきまして裁判所の意向と申しますか、この考え方といふものが、裁判所 자체お持ちになるのは当然でござりますので、区検察庁も五百六十あると、こういう関係になつております。で、検察庁だけで、裁判所と関係なしにこの整理統合ができるか、という問題になりますと、法律問題もからむわけでございまして、また裁判所の事情とも関連してまいるわけでございまして、その点いろいろ難点がございます。こういう難点を踏まえましてその整理統合を検討しておる状況でございます。

○北村暢君 そうすると、簡裁の整理統合というものは法務大臣の権限ではあるのですか、ないのですか。

次第でござります。

第一回 内閣委員会会議録第十四号 昭和十四年六月二十六日 [參議院]

ざいますので、その辺の関係、なかなか問題があるわけでございます。で、法律を政府提案で出すという場合の主管省は、これは法務省であるとかのように理解をいたしておるわけございます。

○北村暢君 まあ大体そういうことだらうと思うのですがね。そうしますと、法務大臣としては検察庁と違つて裁判所のほうはやはり独立した権限でもつて行なわれておるわけですから、この法律の提案その他は法務省で担当せられる、いま御説明のとおりですが、裁判所側と協議をするということは法務大臣としてはでき得るのですが、できないのですか。

○政府委員(辻辰三郎君) もとよりこれは司法制度の問題でござりますから、政府機関としてこの司法制度の問題を取り扱うのは法務大臣でござります。その立場におきまして裁判所といろいろとこの問題について意見の交換をするということはもとより可能でございますし、またこの区検の整理統合、あるいは簡裁の整理統合に関しまして、從来からも事務当局におきまして裁判所の事務当局といろいろと相談はいたしております。

○北村暢君 そうすると、その裁判所側の意向はどうなんですか。

○政府委員(辻辰三郎君) まあ裁判所のこととございまして、私が便宜お答えすることが適当かどうか疑問でござりますけれども、私が理解いたしております限りにおきましては、御案内のとおり区検察庁に対応いたします簡易裁判所のほうは、裁判所もとより全部そうでございますが、民事と刑事と二つ持つておるわけでございます。その刑事の仕事に対する点が非常に多いわけでございますが、それだけでこの簡易裁判所の問題を扱えない、簡易裁判所の場合にはまた検察庁の関係しない民事裁判のほうをまた別に持つておられますので、それは裁判所独自の事情がござりますが、それだけこの簡易裁判所の立場を十分御勘案をいたしかねばならぬ問題でございます。そこで、簡

易裁判所と区検察庁の関係はなかなかこちらだけの考え方では進めない事情もあるわけでござります。

○北村暢君 区検の官署の数はわかりましたが、人員はどうですか。一人くらいしかおらないのですか。

○政府委員(辻辰三郎君) 区検察庁に配置されております人員、的確な数字はこれは所在地を同じくいたします地方検察庁であるとか、地方検察庁の支部とか、所在地を同じくいたしておりますと、その両方の役所を兼務して職員がつとめておりますので、区検察庁プロパーの数が必ずしもはつきり即答できかねるわけであります。で、区検察庁もいろいろと大きいところも小さいところもございますが、大まかに言いまして、地方検察庁や、あるいは大きい地方検察庁の支部と一緒に置かれていたる区検察庁には相当数の職員がおりますが、そうではない、全くのいなかと申しますか、区検察庁だけがあるという役所におきましては、やはり一番小さいところは二人くらいの職員しかいないところもあるわけでござります。これは非常に数がまちまちな関係になつておられます。

○北村暢君

○政府委員(辻辰三郎君) 地方検察庁の支部が二百四十くらいあるようですね。それと一緒にあるところは相当な人がおるところでも、これは人員が一人でも二人でも検事は少なくとも一人はいると、こういうことなんでしょうね。

○北村暢君 大体わかりました。

そこで、行管として意見が出てるんですが、ど

うも区検察庁の整理統合といふのは行政改革の意見としてあげてはおるけれども、実際には簡裁との関係で統合廢止といふのはそう簡単にいかないということのようですね。したがつて、こういう意見は、出してもあまり行政改革の効果にはならないような意見が出ている。結局は、あなたのほうでこの区検察庁は整理統合せいといふ指示をしておるんですか、それに対して法務省は簡裁との関係で整理統合はできませんと、こういう意思表示をしてるのか、どうなんですか、この意見のあれは。

○北村暢君 副検事が配置されておるというのが原則でございます。

うなんですか、検事としてのもちろん業務は行な

える、これは私つまびらかではないからお伺いするのですけれども、これとても、多い官署ですからね、検事は置くことができるけれども検事はおられる、副検事がおられて仕事の行なえる、何といいますか、内容から言えれば、検事でも副検事でも同等の仕事ができると、こう理解してよろしくございますか。

○政府委員(辻辰三郎君) 副検事と申しますのは、検察官の種類の一つでございまして、御承知かと存じますが、検察官といいます場合には、検事も存じますが、検察官といいます場合には、検事も存じます。少しも積み上げてい

るが多いために、なかなか一べんにいかない場合が多いと思います。少しずつでも積み上げていくべきだと思います。少しずつでも積み上げてい

くべきだと思います。ななか一べんにいかない場合が多いと思います。少しずつでも積み上げてい

くべきだと思います。ななか一べんにいかない場合が多いと思います。少しずつでも積み上げてい

くべきだと思います。ななか一べんにいかない場合が多いと思います。少しずつでも積み上げてい

くべきだと思います。ななか一べんにいかない場合が多いと思います。少しずつでも積み上げてい

くべきだと思います。ななか一べんにいかない場合が多いと思います。少しずつでも積み上げてい

くべきだと思います。ななか一べんにいかない場合が多いと思います。少しずつでも積み上げてい

くべきだと思います。ななか一べんにいかない場合が多いと思います。少しずつでも積み上げてい

ます。

○北村暢君 それからね、検察庁の行政組織法上の地位の問題についてです。これはまあ前々から問題になつてゐるんです。先般も山崎君がこの問題を問題にして、法務省当局の意見を聞いたわけなんですねけれども、その説明によると、検察庁はあらかじめできてきておつて、行政組織法があとからできたので、三条機関とも八条機関ともつきにくるものになつてしまつておるというような御答弁であったように承つておるので、一体、検察庁といふのはどういう位置づけをしたらしいのか。たいていのところには、これ検察庁といふからには検察庁の長官ぐらいはおらなきやならないだらうが、検察庁といふのは長官といふのはないようですね。したがつて、これは官署であつて行政組織法上の指揮系統を持つたあれではないというは検察庁の長官ぐらいはおらなきやならないだらうですね。したがつて、これは官署であつて行政組織法上の指揮系統を持つたあれではないという

ような説明だと思つておるわけです。したがつて、ちょっと特異な組織機構を持つておるのですね。いまの行政組織法上からいえば、八条機関とし

て、「その他の」何とかいう最後のところにあるあれに属して八条機関だと、いわゆる法務省の付属機関だ、こううことの位置づけしか行政組織法上の位置としてはないと思うのですけれども、

ここら辺の説明がどうも法務省の説明では、官房長説明されたのだが、どうも納得いかないのです

が、行政管理庁おられないからそれまでになつて  
いるのです。行政管理局長見えておられますか  
ら、一体、検察官というものは行政組織法上のどう  
いう地位にある役所なのか、この点をはつきりさ  
せておいていただきたいと思う。

○政府委員(河合三蔵君) お答えいたします。

非常に明快なお答えができますと私も気持ちがいいのでございますが、なかなかむずかしい問題で、前々からこの三条・八条の問題につきましてはいろいろと御指摘いただきまして、私がそのた

ひを申し上げなければいかぬと思うのですが、確かにいまお話のございましたように、検察庁はきわめて特殊な行政組織であるということは間違いないことだと思います。それは一つには、行政組織法の制定以前にできましたという点もございまして、その関係もございまして、検察庁法第一条の規定も普通の行政組織にはあまり例のないような書き方になつていて、それに私も理解しておりますし、また検察官の職権の行使の態様も、これはやはり行政組織、あるいは行政官庁の権限の行使の態様とはだいぶ違つてある点もあるというふうに思いますので、きわめて特殊な組織であるといふふうに考えております。ただ、國家行政組織法というものがございまして、これに当てはめるといたしますと、それじゃどこに当たるか、これはどうも私ども考えてまいりますと、結局一つ消してあってあと何が残つたかというような考え方をせざるを得なくなりまして、それでは三条機関だらうか。これはやはり三条機関でござりますと、組織法の別表に書くということになつてしまして、ここにも載つておらない。それでは七条のこれは内部部局かと申しますと、これはやはり法務省設置法の中に内部部局と書いてございまして、その中に入つておらないということになつて、これは内部部局でもない。そうしますと、これは九条の地方出先機関か。これまたやはり地方出先機関でもない。そうしますと、残るところは八条以外にはないということになるわけでありま

४

そこで、八条の内容につきまして前々からいろいろと検察庁その他警察庁の場合も御指摘がございまして、いろいろ検討すべき点があるといふふうに私もお答え申し上げましたので、八条機関の内容につきましてはできるだけ今後検討を重ねますとして、その整備をはかるというような考え方でおられます。現在の段階で国家行政組織法の分類でござりますが、現行の段階で特殊のものであつて、もし八条だと、どうもこれはやはり八条に当てはめざるを得ないということと申しますが、今後の検討の際にはやはり特別な性格を十分認識して検討すべきだというふうに思つております。

○北村暢君　まあどこに当てはめるか、こうずつとやつていくと八条にしかもう当てはまらなくななる、しかし、八条機関に当てはめるとすれば若干無理がある、無理があるけれども当てはめようがないからここに置くより方法がないと、こういうふうなことになつておりますが、八条機関とするというと、また八条機関の規定からいけば非常に無理があるということだけははつきりしていると思うんですね。したがつて、今後検討せられる段階においては、やはり一番問題のある機構であり、機関であり、法律的にも明らかにしなければならない、こういうものである、こういうふうに理解しておいていいでしような。——そういうことで、あやふやな、どこに属するかわからないものであるということだけはっきりしたようになりますから、今後の行政組織法の改正のときにひとつ明らかにしてもらう、こういうことに、もうこれは何回も意見が出ているのでありますから、やらなければこれは行政管理庁の怠慢ということになりますから、早くこれは改正にこぎつけるように努力してもらいたい、こういうふうにいたしてこの点は打ち切りたいと思います。

尾委員からももうすでに質問が出ておりますから、これも簡略にいたしますが、今度五つ出張所が増設されるわけでございます。この五つの出張所で定員が二名、内部のやりくりでもって出張所を増設する、こういうことでござります。入国審査官、それから入国情報官一名ずつということでおいて出張所というのは、そういう二名程度でやっている出張所が多いようでございますが、大体こういうことで業務遂行上支障がないのかどうなのか。この点からまずお伺いいたしたいと思います。

○政府委員(中川進君) もちろん役所側といたしましては、定員の多きこと、それから予算の多きことを望む次第でございますが、いかんせん、刻下、現状から多くを望み得ませんので、それで十分であるかないかといふよりも、むしろこれでとにかく間に合うようにやるという、はきものに足を合わせか、足にはきものを合わせかという問題でございますが、この二名という定員で全能力をあげて職務に遺憾なきを期したいと、かようにも考えております。

○北村暢君 そこで、どうも自信のない、できるのだからできないのかわからないような答弁でございますが、今後、入国情報事務所の出張所といふようなものも相当多數ふえていく見込みなんですか。去年も五、六カ所、ことしも五、六カ所というようなことのようですが、ふえていく見通しなんですけどどうですか。

○政府委員(中川進君) けさほど中尾委員にお答え申し上げましたごとく、現在、出入国港が百十三ござりますので、これはやはり地元の御要望がござります。何よりも日本の貿易の振興とかいうことにたいへん役立つわけでござりますので、できましたらこの出入国港全部に置いておきたいと、かようと考えておるわけでござります。無限に何をやすればございません。

○北村暢君 大体主要な港には全部置きたいといふことのようですが、ないところは出張して、そ

のつど入港するということとの連絡があつて、そりやうをやっておるだらうと思うのですが、そりやうをやつておる方の出張所の勤務の範囲といふようなものはどうなつておるのですか。これは一々出張所はどこまでの管轄をする、こういうふうなことで實際は運用している、こうしたことになつておるのです。

○政府委員(中川進君) 仰せのとおりでございます。

○北村暢君 そこで、出入国の実態でありますが、いただきました資料によりますと、四十年から四十三年までの実態がこう出ているわけなんですが、それども、その中で、正規の出入国人の数の圧倒的部分が羽田空港である。四十三年の入国者ハ十九万三千何がしのうち五十三万八千が羽田である。こういうことのようです。出国者についても同様のよきな状況になつておるのですが、それで、羽田の出入国管理に携わつておる方々の、この前も現地調査に私も行きましたが、意見を開いてまいりますといふと、羽田は、どこの政府の出先機関も異口同音に人員が不足してたいへんでござりますという声があつたんですが、この羽田の出入国管理の勤務の実態のところは、一体どの程度になつておるか、事態についてまずお伺いをいたしたいと思います。

○政府委員(中川進君) 羽田は、おつしやるとおり非常に繁忙をきわめておりまして、現在百三十名以下十一名、六つくらい班をつくりまして、それをつくりまして、忙しいときは非常に忙しくなるというものが特徴でございます。そこで私はもとしましては、これを班をつくらせまして、班

また休んで、それからやると、いうふうな、そういう特殊な勤務体制をとらしておりますが、一週間

全部では四十四時間ですか、規定どおりになりますが、ある期間には八時間をしてやるというこ

とがあそこの特徴でございます。

○北村暢君 それで、羽田のいま人員百三十人と言われましたが、これは出入国者が全国の伸びもさることながら、羽田は特に出入国者の数の伸び率からいって非常に高いのですね。そこでこの百三十人という人員は、この四十年ころから一体

定員の配置というものはどういうふうに変化をしておるのか。この出入国の人員増加に応じて人員

がふえているのかどうなのか、そこら辺のところは、定員の伸び率と出入国者の伸び率との関係は

一体どうなつておるのか。

○政府委員(中川進君) ただいま四十年ごろから

の資料を持ち合わせておりますので、およその

判断でございますが、大体お客様のほうは一五%か

一六%、七%伸びておりますが、定員のほうは大

体一〇%から一二%、三%の伸びであったと記憶いたしました。したがいまして、その点において若干

アンバランスといえばアンバランスなんですがござい

ますが、何よりも勤務の合理化と申しますが、機械化とか、そういうふうなことで人手を少しでも

省約する方法で、ない忠告をしぼりまして間に合

わしておる、こういう状況でございます。

○北村暢君 この点は行つた際に特に要望がありましたからね。確かに全体からいえば、出入国管

理事務所の出張所をだんだんふやしていかなければ

ならない、こういう点ももちろん総体的にはわ

かるわけですけれどもね。特に羽田の場合は勤務

条件が非常に不規則になつておるということと、非常に繁忙であるということ、こういう問題があ

るわけで、それで今度、出入国管理令を改めて管

理法ということで出入国のやり方の簡素化みたいなものがうたわれているようですが、そういう点と今後の業務のあり方との関連について……。

○政府委員(中川進君) 何のあり方ですか。

○北村暢君 いまの出入国管理法のいわゆる手続

きの簡素化の問題ですよ、そういう問題とこの人

員の増加と、それから定員といふものとの関連に

おいて、これは無制限にふやしていくというわけ

ではないで、ようから、どういうふうに考えてお

られるのか、この点をお伺いしておきたい。

○政府委員(中川進君) いま先生最後におつし

いましたように、確かに日本人に来る外人客、ある

いは日本から出ていく日本人の数がふえることは

事実でございますが、無制限に必ずしもふえるわ

けではないでございまして、そこに私どもとし

ましてもは一つの救いと申しますか、めどを置きま

して、そうしてとにかく数がふえることは、しか

しそれでも事実でありますから、そのふえた、ま

あわれわれの取り扱いの対象になる方々に御不便

をかけないように、少しでも愉快な思いで日本か

ら一六%、七%伸びておりますが、定員のほうは大

体一〇%から一二%、三%の伸びであったと記憶いたしました。したがいまして、その点において若干

アンバランスといえばアンバランスなんですがござい

ますが、何よりも勤務の合理化と申しますが、機

械化とか、そういうふうなことで人手を少しでも

省約する方法で、ない忠告をしぼりまして間に合

わしておる、こういう状況でございます。

○北村暢君 この点は行つた際に特に要望があり

ましたからね。確かに全体からいえば、出入国管

理法といふことでございます。

ただ、お断わり申し上げますのは、これはこの年につかまえた数でございまして、実際に入った

数は、たとえばきよら帝国ホテルあたりでゆうゆうとやつておるかもしませんし、これはわかりません。四十三年で言いますと、実際に日本の国に入った数は幾らあるかということは、これはつ

かまらない人もあるわけでござります。それから

いまの横浜と大村の関係でござりますが、横浜はおもに中国人——おもにというよりも中国人と西

洋人、西洋人といいますか、東洋人以外の人を入れております。大村は韓国人と若干の中国人を入れております。横浜はミス・シップなどをしました

船員などがあるのですが、今日ただいまの数は覚えておりませんが、百三十四、五名おるか

ております。大村は本日、船で百六名送りました

ので、今日ただいまでは百名を割つたんじやな

いかと思います。七、八十名じゃないかと思いま

すが、正確な数字はまだございません。

○北村暢君 それは入国管理令に違反をした者を

収容すると、こういうことなんですか。

○政府委員(中川進君) 出入国管理令に違反しまして、退去を命ぜられておる者でござります。

○北村暢君 退去を命ぜられておる者を収容して

いる。退去しないから収容をしておくと、こうい

うことになるのですか。これはどういう趣旨なん

ですか。

○政府委員(中川進君) 大村も横浜もそういう点

におきましては性質は同じでございまして、退去

が、不法入国者とか、不法上陸者とか、こういう

入国管理に対する違反者というのは一体どの程度

あるのか。それから大村と横浜の入国者収容者と

いう事情になつておるのかお伺いしたいと思うの

です。

○政府委員(中川進君) 不法入国者は、昭和四十

年で、中国政府で引き取らないということがある。

それから本人も帰りたがらない。もちろんこれは

日本側から送りませんでも、本人が自費出国とい

うので自分で飛行機なり船なりの切符を買って退

去做ってくれればいいのでござりますが、それもや

らない。それから向こうの引き受け国で引き取ら

ないということになりますすれば、勢いそこにたま

るという現象が起こるのでござります。

それから、ミス・シップした白人——やはり白

人が多いのでございますが、これのほうはわりあ

いどんどん動いておりまして、そう長くいる人は

ございません。

○北村暢君 大体、様子はわかりました。そこ

で、いまの岩間さんの質問にありました、地位協

定による米軍関係の出入国であります。先日、

この委員会で宮内庁設置法の審議に関連をして、

運輸省の航空局長だったですか、質問したときに

は、チャーターフライトその他のでこれらの人、あるいは

入国される方は、まあどちらかというと幹部クラ

スの偉い人が羽田に到着をされる。そういう飛

行機が多いのだ、こういうような説明があつたの

です。ところが、これはだいぶ事情が違うよう

ですね、そういう認識とは。給油その他のために

簡単に羽田に立ち寄るという程度のことか、ある

いは幹部クラスの人がくるという、そういううく

いの人数かと思っておつたら、年間やはり全國的には、昭和四十三年で入国者が三万五千、羽田だけで三万二千いるんですね。そうすると、こ

ところは野放しでございます、こういう答弁のようですがございましたね。全国的にいえば、基地は立川、横田だけではないわけですから、基地には全部置かなければならぬという問題が出てくるのですが、全く野放しである。身分証明書その他を検査することはできることになっているけれども、やつたことはない、まあこういうことのようですね。そうすると、米軍関係だけが特別な取り扱いをされている。しかも、これはまた若干の問題だつたならば別段どうということはないのでしょうか、これは往復する人はベトナム関係の方が相当往復するわけですから、ベトナム戦争に関係した人が。そうすると、これは伝染病その他の問題からいっても、だいぶ問題あるのだらうと思うんですが、まあそういう点については米軍のほうで確実にやつているから心配ないのだということになるのかどうなのか知りませんが、とにかく出入国管理令による管理の対象事項について野放してあるということについては、これはやはり岩間さんの指摘したとおり、非常に問題がある、こういうふうに思われるのです。したがつて、この点についてはどうのようにならぬようと考えておられるのか。指摘せられて初めて気がついたといふ感じにしか受け取れないのですが、どのような方針でいかれるのか、これはひとつ大臣にはつきりとした答弁をいただきたいと思うわけです。

で方法がないというのが実感じやないのですか。羽田は審査官もおるし、人員がずいぶんおるのですから、やつてできないことはないけれども横田とか立川といふことになれば、立川なり横田に着いたものは、あそこの基地以外に出ないといふことになれば別でしようけれども、あそこから出るということになると、これはそれに何らの出入国管理の機関がないということになれば、フリーであつたという結果になつてゐるのじゃないかと思ふのです。ですから、こういう基地についての出入国についての特別な米軍との協議によつて何らかの措置をとる、こういうことに理解をしていいのかどうなのかということになると、これはそれに何らかの措置をとる、こういうことを重ねてお伺いしたい。

○政府委員(中川進君) 先ほど先生みずから言われましたごとく、基地の中に発着しまして、そこからつまり入国ないし出国する米軍の構成員に関しましては、私どもはこれは出入国管理の対象になりませんし、また実際問題として基地にも入れないといふ点もございましてわからないのでござります。まあ野放しといふことばは適当かどうかということは別としまして、事実上ノータッチでございます。そこで先ほど御指摘のとおり、伝染病の問題なり何か起るのじやないか。これは実はこの前の国会でも同じような問題が出まして、それから一昨年ですか、何かベトナムに行って船でけがをしたとか死んだとかいろいろなことがあります。まあ国会でもめましたことも覚えておまして、だいぶ国会でもめましたことも覚えておりますが、そういうよろいりいろなことがありますにもかかわらず、大体アメリカ側と話がそうちふうになつておるのでございまして、とにかくその基地以外に、いわゆる先ほどからしばしば申し上げます百十数つの出入国港でございます。万とかいう、ほかの地域で三千とか四千とかいふ人は証明書を見るわけでございます。それを先ほど先生がおつしやいました、羽田で四万とか三

うことになるわけでござります。さて、これを改めるかどうかの問題でございますが、これは私どもの交渉ではなくて、もとと政府のえらいところやつてこられたことでござりますので、非常に不祥事が起こって、どうしても改正を要するということでもございましたらともかく、いまのところは別に非常な支障を来たしておると必ずしも思ひませんので、まあその点は私どもは私どもなりにあらためて検討さしていただきたいと思ひますが、改正をするのだというつもりで申し上げますところまでのお約束をここで申し上げるのは行き過ぎかと存じます。

○岩間正男君 関連して、今までこの問題で日米合同委員会を持つたことがありますか。これは分科会があるわけでしょう。そうすると、出入国管理令の適用の問題じゃないのでですね。米軍の出入り、この問題では当然合同委員会が開かれなければならぬし、日本側の意向も明確にされなければならぬと思いますが、そういう事実はございますか、ございませんか。それから今後そういうものを持つか持たぬか、これはどうなんですか。これでやらなければならぬ。実際は地位協定の九条三項が守られていないという事実があるので、基地の問題になりますと、もつと広範になるわけですが、私は当然持つてしかるべきだと思うのですが、これはどうですか。

○政府委員(中川進君) 合同委員会の運営は、私が申し上げるまでもなく、先生よく御存じのようには、所管は外務省でございまして、外務省がやっているはずでございます。科分会だけ申し上げますが、法務省の入国管理局で関係いたしますのは、まさに御指摘の分科会の地位協定の協定の適用を受けなかつた入国管理令の関係でござります。これは私が就任いたしまして二年半ちますが、これまで、私の知つてゐる限りでは一回も開かれておりません。

○岩間正男君 いままでに一回も。  
○政府委員(中川進君) はい。  
○岩間正男君 従来は、  
○政府委員(中川進君) 私のまいる前でござりますが。その前にはもちろんやつたはずでござります。  
○岩間正男君 これは時間がないから資料として検討して出してください。あるかないか、ないと言えば問題だな。  
○北村暢君 大臣が検討されると言つて、局長が牽制するような答弁ですから、これではちょっと承服しかねるのですが、どつちがどうなのか、さっぱりわからない答弁で承服しかねます、これは。しかねますが、まあこれで争ついてもしようがないですから、次に一、二点だけ質問して終わりたいと思います。  
今度の四十四年度分で公安調査官を二十人ふやしておるというわけなんですが、どうも破防法を適用した事例といらのはあまり最近聞いていないのですけれども、なぜこの調査官を二十名ふやさなければならぬのか、この点どういう事情であつたのか、説明していただきたい。  
○政府委員(辻辰三郎君) 公安調査官の昭和四十一年度予算におきます増員は御指摘のとおり二十名でございますが、片方、閣議決定に基づきます三年、五名の人員削減で、四十四年度におきまして公安調査室の職員が十九名削られるわけでござります。差し引き一名の増という関係になつております。  
○北村暢君 そうすると、公安調査室は現状維持にしておきたい、削りたくないということであつたと、こう理解してよろしくございますね。  
○政府委員(辻辰三郎君) 四十四年度におきましても、一名増でございますが、その一名の増が現状維持と仰せになれば仰せのとおりでござりますが、公安調査室につきましては、四十四年度以前におきましても欠員の凍結とかいろいろな関係がございまして、むしろ多少減つてきただきらいもございます。四十四年におきましては、ただいま申

